

防府市消防通信運用要綱

平成 16 年 11 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市消防通信規程（平成 15 年防府市消防本部訓令第 4 号。以下「規程」という。）第 6 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 21 条の規定に基づき、高機能消防指令センターの適正な管理、運用を行うため必要な事項を定めるものとする。

(無線局の種別等)

第 2 条 規程第 12 条第 1 項の固定局、基地局及び陸上移動局は、別表 1 のとおりとする。

(対象機器及び更新年数)

第 3 条 規程第 6 条第 1 項の消防通信機能の維持に係る対象機器及び更新年数の基準は、別表 2 のとおりとする。

(機器の管理)

第 4 条 対象機器を適正に管理するため、当該機器が設置されている部署の所属長を機器等管理者とする。

- 2 機器等管理者は、機器及び記憶装置等によって処理される情報が他に漏れないように適正に管理しなければならない。
- 3 機器等管理者は、機器等に不具合が発生したときは、通信機器等不具合発生報告書（第 1 号様式）、通信機器等を破損・忘失したときは、通信機器破損・亡失報告書（第 2 号様式）により速やかに広域通信管理課長（以下「通信課長」という。）を介して消防長に報告しなければならない。

(通信施設の運用)

第 5 条 通信施設の運用方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通信指令室（機械室を含む。以下「指令室」という。）における通信指令業務は常に 2 人以上で行い、内 1 人以上は指令勤務員（以下「指令員」という。）とし、それ以外の者は通信勤務員（以下「通信員」という。）とすることができる。
- (2) 指令室の室温は、おおむね 24℃、湿度は、20%から 80%までとする。
- (3) 指令員及び通信員は、通信施設、特に指令室内の機器の取扱いを熟知

しておくものとする。

- (4) 指令員は、広域通信管理課内の事務処理を行うものとする。
- (5) 指令員及び通信員は、勤務時間中みだりに指令室を離れてはならない。
- (6) 指令員及び通信員は、災害情報を取得したならば直ちに災害に対応した出動指令をするものとする。ただし、FAX119で災害情報を取得した場合は、FAX119受信確認連絡票（第3号様式）により折り返しのファックス送信により災害状況を確認するとともに出動指令をするものとする。

Net119で防府市の災害情報を取得した場合は、選択式若しくはチャット方式の返信により災害状況を確認するとともに出動指令をするものとする。また、防府市以外から災害情報を取得した場合は、選択式若しくはチャット方式の返信により災害状況を確認するとともに該当する消防機関に災害情報をファックス送信及び、電話連絡をするものとする。

- (7) 各種災害及び訓練等（火災・救助・警戒・調査・訓練・その他）で出動指令を行った場合、各種災害等出動指令記録簿（第4号様式）により通信課長に報告するものとする。

なお、特異な事案等が発生した場合においては、消防長ほか担当課長に口頭で報告するものとする。

- (8) 救急出動指令を行った場合、救急出動指令記録簿（第5号様式）により通信課長に報告するものとする。
- (9) 無線局は、月に1回試験交信をするものとする。
- (10) 本部庁舎及び大平山局舎の自家発電機が稼動した場合、燃料補給のため、指令員は稼働時間を消防総務課に報告するものとする。
- (11) 指令員は、毎月防府市各主管課から受領する住民情報の適正管理に努め、地図等検索装置への登録作業及び閲覧は指令員に限るものとする。
- (12) 指令員及び通信員は、各カメラを監視するとともに、玄関インターホン並びに駆け込み通報装置で外来者との対応をするものとする。
- (13) 指令員及び通信員は、佐波地下道の異常を覚知した場合は、警備室長及び警察等関係機関に連絡するものとする。
- (14) 指令員及び通信員は、本部庁舎のエレベーター及び多目的トイレの呼出があった場合、警備室長に連絡するものとする。
- (15) 指令員は、休日・夜間のファックスの管理を行うものとする。

(16) 指令員は、サイレン自動吹鳴装置の点検を毎月 1 回以上行うものとする。また、他機関から要請があった場合は、サイレンを吹鳴するものとする。

(17) 指令員は、常に最新の情報を地図メンテナンス装置により登録、修正等するものとする。

(18) 指令員は、即報基準に該当する災害等が発生した場合には、第 1 報を原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し、国、県及び消防長会に報告するものとし、第 2 報以降は、災害等の規模や状況に応じて、適宜、担当課が判断し報告するものとする。

(19) その他上記以外の業務については、通信課長の指示を仰ぐものとする。

(災害時の対応)

第 6 条 市が災害対策本部又は水防本部を設置した場合における警防本部の任務分担については、別に定める。

(関係機関への連絡)

第 7 条 指令員及び通信員は各種災害等が発生したならば、関係機関に通報するものとする。

(保守点検)

第 8 条 規程第 4 条に基づき、高機能消防指令センターの業務が円滑に遂行できるよう、年 1 回以上の保守点検を行うものとする。

(データの保存)

第 9 条 各データは下記のものを保存するものとする。

(1) 通報会話（119・警察電話・無線等）

(2) 気象データ

(3) 気象観測機器点検記録

(4) 火災気象通報記録

(5) 各種 119 記録

(6) 救急車全車出動状況

(7) 緊急通報装置等受信状況

(8) 一般線での災害件数

(9) 野島地区年度別搬送件数

(10) 防災ヘリ・ドクターヘリ出動件数

(11) その他業務上必要とされるデータ

(無線の運用)

第10条 規程第16条に基づき、指令員及び通信員は、複数の災害現場において無線統制する必要があると認めるときは、陸上移動局に対して使用周波数を変更させ混信防止に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

合 議	取扱者	主 任	係 長	補 佐	課 長	次 長	消防長

通信機器等不具合発生報告書

通信機器等に不具合が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

年 月 日

防府市消防長 様

所属長職・氏名

不具合発生機器使用者 所属・職・氏名

機器等の種別	☐ 高機能消防指令センター内 ☐ 署所端末 ☐ 車載端末 ☐ 消防業務支援装置（ ☐ 消防本部OAシステム(ソフトウェア) ☐ その他（
P C 番号・車載端末の車両名等	
不具合の状況	

広域通信管理課処理		修理依頼日	年 月 日	担当者
		修理依頼先		
		依頼先対応者		
対応予定：				
			費用請求	☐ 有 ☐ 無
修理完了確認印		修理完了日／担当者	年 月 日 ／	
広域通信管理 課長	該 当 所属長	消防総務 課 長	修理内容：	

第 2 号様式（第 4 条関係）

合 議	主 任	係 長	補 佐	課 長	次 長	消防長

通 信 機 器 等 破 損 ・ 亡 失 報 告 書

通信機器を（破損・亡失）しましたので、下記のとおり報告します。
記

年 月 日

防府市消防長 様

所属長職・氏名

該当機器使用者 所属・職・氏名

機 器 等 の 種 別 (P C 番 号 等)	☐ 署所端末 () ☐ 車載端末 () ☐ 消防業務支援置 () ☐ その他 ()				
事 故 発 生 の 状 況	年 月 日 (曜 日) 時 分頃				
今 後 の 対 策					
該 当 課 (署)	取 扱 者	主 任	係 長	補 佐	課 長

広域通信管理課 処 理	修理等依頼日	年 月 日	担当者
	修理等依頼先		
	修理等見積額		
対応予定：			
			費用請求 ☐ 有 ☐ 無
修理完了確認印		修理完了日／担当者	年 月 日／
広域通信管理 課長	該 当 所属長	消防総務 課長	修理内容：

FAX 1 1 9 受信確認連絡票

こちらは、防府市消防本部です。

様からの

FAX 1 1 9 を確かに受信しました。

救急車・消防車が出動しました。

到着までしばらくお待ちください。

この FAX に返信は不要です。

状況に大きな変化がある場合には、
再度 FAX 1 1 9 で連絡してください。

第 4 号様式（第 5 条関係）

No.	火災		合 議	取扱者	主 任	係 長	補 佐	課 長
	救助							
	警戒							
	調査							
	訓練							
	その他							

各種災害等出動指令記録簿

年	月	日	曜日	通信第	係
種 別	()	覚 知 区 分	指令者	受報者	
発生場所					
出 動 隊	本 ・ 南 ・ 東	通 報 者	電 話		
出動車両				待機車両	
出動分団及び人員	人		応援分団及び人員	人	

出動車両時分		関 係 機 関 へ の 連 絡 状 況 等							
覚 知 時 分	時 分	警 察	時 分		ネ ク ス コ	時 分			
出 動 時 分	時 分	中 電	時 分		国 土 交 通 省	時 分			
現 着 時 分	時 分	合 同 ガ ス	時 分		防 府 土 木	時 分			
	時 分	N T T	時 分		海 上 保 安 部	時 分			
	時 分	市役所	記 者 ク	時 分		労 基	時 分		
	時 分		宿 直	時 分		J R 西 日 本	時 分		
活 終 時 分	時 分			時 分		航 空 セ ン タ ー	時 分		
帰 署 時 分	時 分			時 分		県 防 災 課	時 分		
待機車両時分		防災メール (発生)		時 分			時 分		
本署着時分	時 分	防災メール (終了)		時 分			時 分		
帰 署 時 分	時 分	順次指令装置		時 分			時 分		
気象状況 時 分	天気		風向		風速	M/s	気温	℃	湿度 %
	気象情報								
通報内容									
結果									

第 5 号様式（第 5 条関係）

合 議	取扱者	主 任	係 長	補 佐	課 長

救急出動指令記録簿

年 月 日 曜日 通信第 係

	出動車両	号	累計	本	南	東		年間累計			
出動場所									事故種別		
覚知区分		通報内容								指 令 者	
覚 知										受 報 者	
出 動										搬送人員	
現 着										収容病院	
現 発		結果								警 察	
病 着										市	
病 発											
帰 署		通報者					TEL				

	出動車両	号	累計	本	南	東		年間累計			
出動場所									事故種別		
覚知区分		通報内容								指 令 者	
覚 知										受 報 者	
出 動										搬送人員	
現 着										収容病院	
現 発		結果								警 察	
病 着										市	
病 発											
帰 署		通報者					TEL				

	出動車両	号	累計	本	南	東		年間累計			
出動場所									事故種別		
覚知区分		通報内容								指 令 者	
覚 知										受 報 者	
出 動										搬送人員	
現 着										収容病院	
現 発		結果								警 察	
病 着										市	
病 発											
帰 署		通報者					TEL				

	出動車両	号	累計	本	南	東		年間累計			
出動場所									事故種別		
覚知区分		通報内容								指 令 者	
覚 知										受 報 者	
出 動										搬送人員	
現 着										収容病院	
現 発		結果								警 察	
病 着										市	
病 発											
帰 署		通報者					TEL				

別表 2

対象機器及び更新年数の基準		
機器名称	更新年数	備考
1 指令施設	10 年	各機器に内蔵されている消耗品については、メーカーと協議する。
2 指揮台	10 年	
3 表示盤	10 年	
4 無線統制台	10 年	
5 指令電送装置	10 年	
6 気象情報収集装置	10 年	
7 災害状況等自動案内装置	10 年	
8 順次指令装置	10 年	
9 音声合成装置	10 年	
10 出動車両運用管理装置	10 年	
11 システム監視装置	10 年	
12 電源設備	10 年	
13 統合型位置情報通知装置	10 年	
14 携帯電話一斉指令装置	10 年	
15 IT 情報端末	10 年	
16 119 番通報受信 FAX	10 年	
17 119 補助受付装置	10 年	
18 回線多重化装置	10 年	
19 庁舎監視カメラ	10 年	
20 署所監視カメラ	10 年	
21 消防情報支援システム	10 年	
22 避雷設備	10 年	
23 付属品及び予備品	10 年	
24 電話交換機	10 年	
25 高所監視カメラ	10 年	
26 非常用発動発電機(署所用)	20 年	
27 PC端末	5 年	
28 消防救急無線施設	10 年	